

広島安芸地域 循環型社会形成推進地域計画

平成 25 年 3 月

安芸地区衛生施設管理組合

広島安芸地域 循環型社会形成推進地域計画

広島市（東区温品、上温品、馬木、福田並びに安芸区）

府中町

海田町

熊野町

坂町

安芸地区衛生施設管理組合

平成 25 年 3 月 29 日

平成 26 年 3 月 27 日（変更承認）

平成 26 年 12 月 24 日（変更報告）

平成 年 月 日（変更承認）

平成 28 年 12 月 16 日（変更報告）

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

（1）対象地域

構成市町村名 広島市（東区温品、上温品、馬木、福田並びに安芸区※）

※以下「東区・安芸区」という。

府中町、海田町、熊野町、坂町

面 積 206.94 km²

人 口 226,435 人（平成 24 年 3 月 31 日現在）

	広島市 (東区・安芸区)	府中町	海田町	熊野町	坂町
面積	133.39 km ²	10.45 km ²	13.81 km ²	33.62 km ²	15.67 km ²
人口	107,582 人	51,266 人	28,908 人	25,147 人	13,532 人

（2）計画期間

本計画は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 7 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

（3）基本的な方向

広島安芸地域（以下「本地域」という）では、近年の少子化などの社会的な影響や構成市町ごとの地域特性を踏まえ、廃棄物の発生抑制や再使用等が推進され、環境への負荷が軽減された、循環型の持続可能な地域を目指している。

本地域のごみ処理として、安芸地区衛生施設管理組合では、本地域構成市町のごみ焼却処理（広島市東区・安芸区を除く）と、し尿・浄化槽汚泥処理に限定して共同処理を行っている。

安芸地区衛生施設管理組合では、広域的にごみ処理することにより、効率的なリサイクル、エ

エネルギーの有効利用を図り、資源循環型社会の推進に努めている。なお、焼却処理以外の廃棄物に関する業務は、安芸地区衛生施設管理組合の業務の範囲外であるため、可燃性粗大ごみを適切なサイズまで分解し、金属を取り除く等の焼却のための前処理は、各構成町の責任において行っている。

家庭系ごみ排出量は、構成町ごとに、ごみの発生抑制、再使用のための環境教育や各種啓発活動等の事業が推進され、減少傾向にある。今後ともこれらの事業を拡充するとともに、新たな事業の検討を行うなど、さらなる取組みに努める。

事業系ごみは家庭系ごみのように減少しておらず、横ばいで推移している。したがって、今後は、ごみ排出事業者の排出抑制など取組み状況の把握や排出抑制、再生利用の推進に向けた指導を徹底する。

ごみ焼却施設である安芸クリーンセンターは老朽化しており、安定処理を維持するために基幹的設備の改良事業を行う。また、海田町は、資源ごみ処理施設である海田町環境センターにおいて、缶・ペットボトルの圧縮梱包を行っているが、当該施設も老朽化しており、マテリアル推進施設（缶・ペットボトルのリサイクルセンター）の整備が必要である。

また、本地域の生活排水処理については、汚水衛生処理率 88.6%と全国平均（平成 22 年度：81.1%）を上回り、市街地を中心とした地域は公共下水道等により処理が行われている。しかし、人口散在地域等一部の生活排水は未処理のまま排出されている状況である。そのため、啓発活動はもとより、浄化槽の設置整備を推進し、その特性を活かした効率的な処理を行うことで、公共水域の改善を図る。また、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理するため、し尿処理施設である安芸衛生センターの適正な維持管理を行う。

（4）広域化の検討状況

「広島県一般廃棄物広域処理計画（平成 10 年度）」では、本地域は「広島ブロック」に位置付けられ、広島ブロックでは、施設規模が 300t/日以上である複数の焼却施設により処理を行うことが理想とされた。

このようななか、「ブロック別実施計画（平成 10～11 年度）」により、平成 14 年までにダイオキシン類の規制強化に対応するため、4 町共同（府中町、海田町、熊野町、坂町）の処理施設として、安芸クリーンセンターを整備したものである。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

ア 一般廃棄物等の処理の現状

平成 23 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 1 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め 39,695 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 8,657 トン、リサイクル率 (= (直接資源化量 + 中間処理後の再生利用量 + 集団回収量) / (ごみの総処理量 + 集団回収量)) は 21.8% である。

中間処理による減量化量は 29,144 トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね 75.4% が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 4.9% に当たる 1,894 トンが埋立処分となっている。

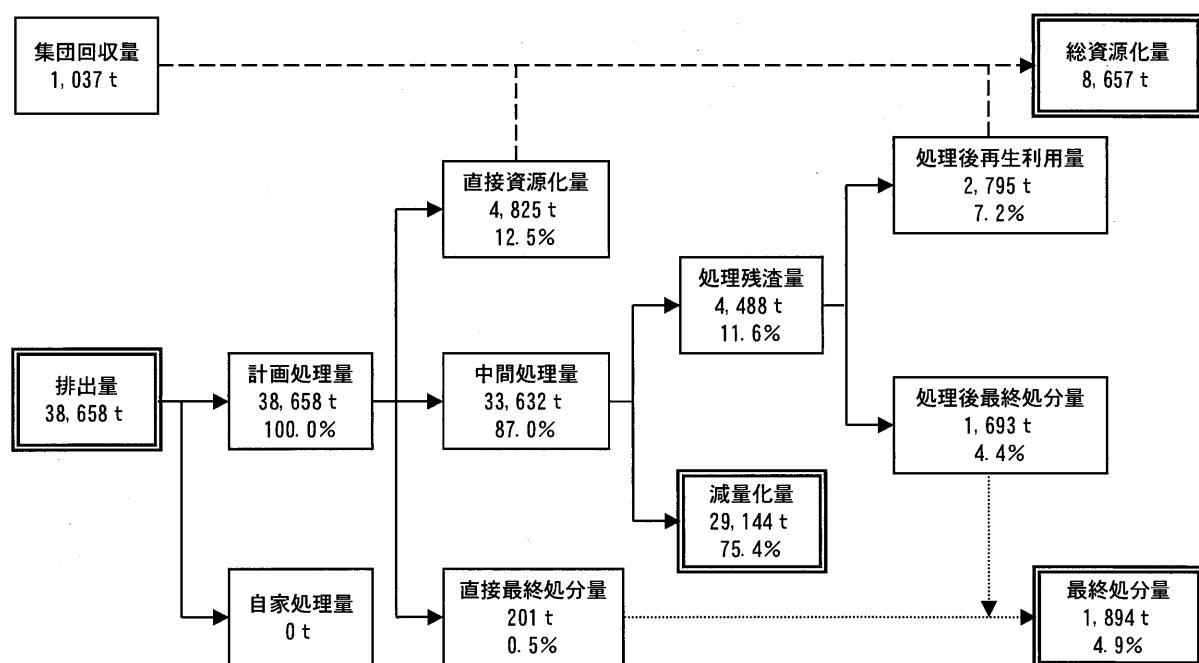


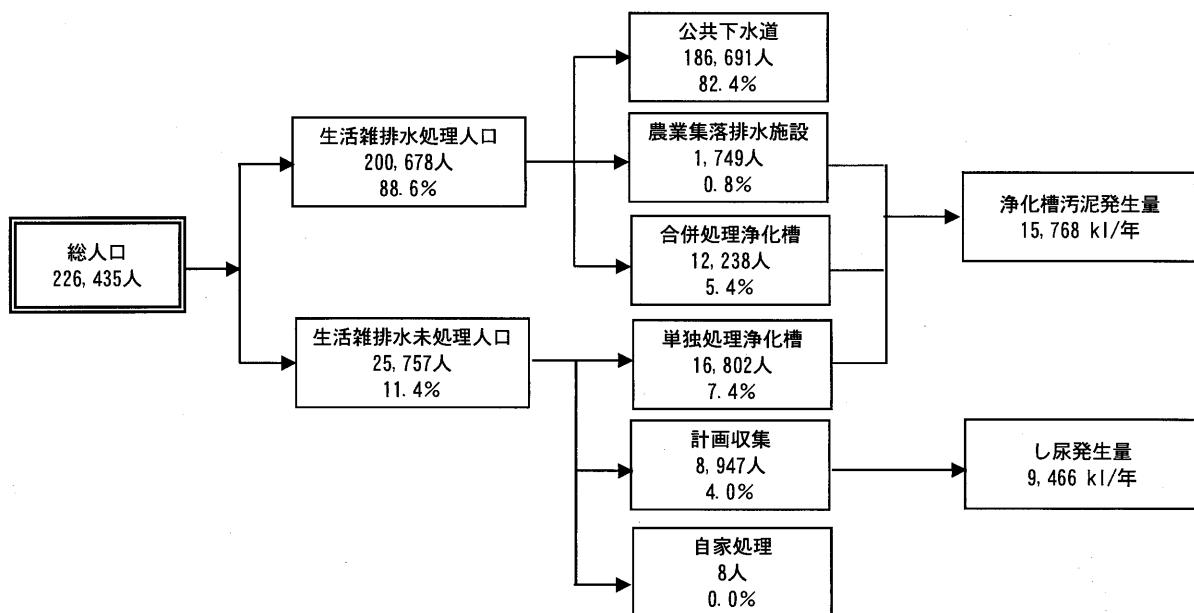
図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 23 年度）

(2) 生活排水の処理の現状

平成 23 年度の生活排水の処理現状及びし尿・浄化槽汚泥等の排出量は図 2 に示す通りである。

生活排水処理対象人口は 226,435 人であり、生活雑排水処理人口（水洗化人口）は 200,678 人、汚水衛生処理率は 88.6% である。

し尿発生量は 9,466 kI/年、浄化槽汚泥発生量は 15,768 kI/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 25,234 kI/年である。



※浄化槽法では、合併処理浄化槽を「浄化槽」と定義し、既設の単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」としている。
単独処理浄化槽は、生活排水を処理する能力を有していないため、生活雑排水未処理人口に計上した。

図 2 生活排水の処理状況フロー（平成 23 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指すものとし、

表1のとおり目標量を定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

			現状（割合※1） (平成23年度)	目標（割合※1） (平成32年度)	
排出量	事業系	総排出量(トン)	10,126	9,641	(-4.8%)
		1事業所当たりの排出量(トン/事業所)※2	2.3	2.3	(0.0%)
家庭系		総排出量(トン)	28,532	26,704	(-6.4%)
		1人当たりの排出量(g/人・日)※3	304	273	(-10.2%)
合計		事業系家庭系排出量合計	38,658	36,345	(-6.0%)
再生利用量		直接資源化量(トン)	4,825 (12.5%)	5,430 (14.9%)	
		総資源化量(トン)	8,657 (22.4%)	9,081 (25.0%)	
熱回収量		熱回収量(年間の発電電力量MWh)	7,930	8,684	
減量化量		中間処理による減量化量(トン)	29,144 (75.4%)	26,670 (73.4%)	
最終処分量		埋立最終処分量(トン)	1,894 (4.9%)	1,629 (4.5%)	

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) / (事業所数 (H23: 4,387 事業所、H32: 4,081 事業所))

※3 (1人当たりの排出量) = ((家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)) / (人口 (H23: 226,435 人、H32: 228,600 人)) / 365 日

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く) [単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh]

減量化量：中間処理量と処理後の残渣量の差 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

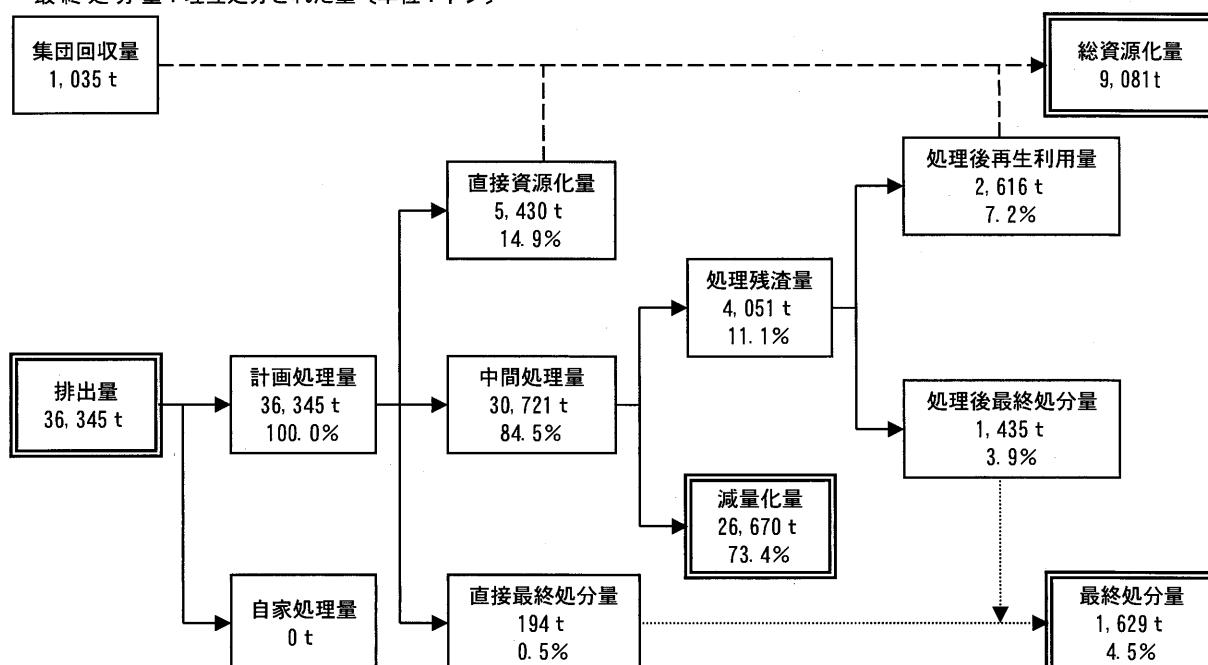


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (平成32年度)

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおりである。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成23年度 実績	平成32年度 目標
処理形態別人口	公共下水道	186,691人 (82.4%)	202,690人 (88.7%)
	農業集落排水施設等	1,749人 (0.8%)	2,064人 (0.9%)
	コミュニティ・プラント	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
	合併処理浄化槽等	12,238人 (5.4%)	11,203人 (4.9%)
	未処理人口	25,757人 (11.4%)	12,643人 (5.5%)
合計		226,435人	228,600人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	9,466キロット	5,118キロット
	浄化槽汚泥量	15,768キロット	10,650キロット
	合計	25,234キロット	15,768キロット

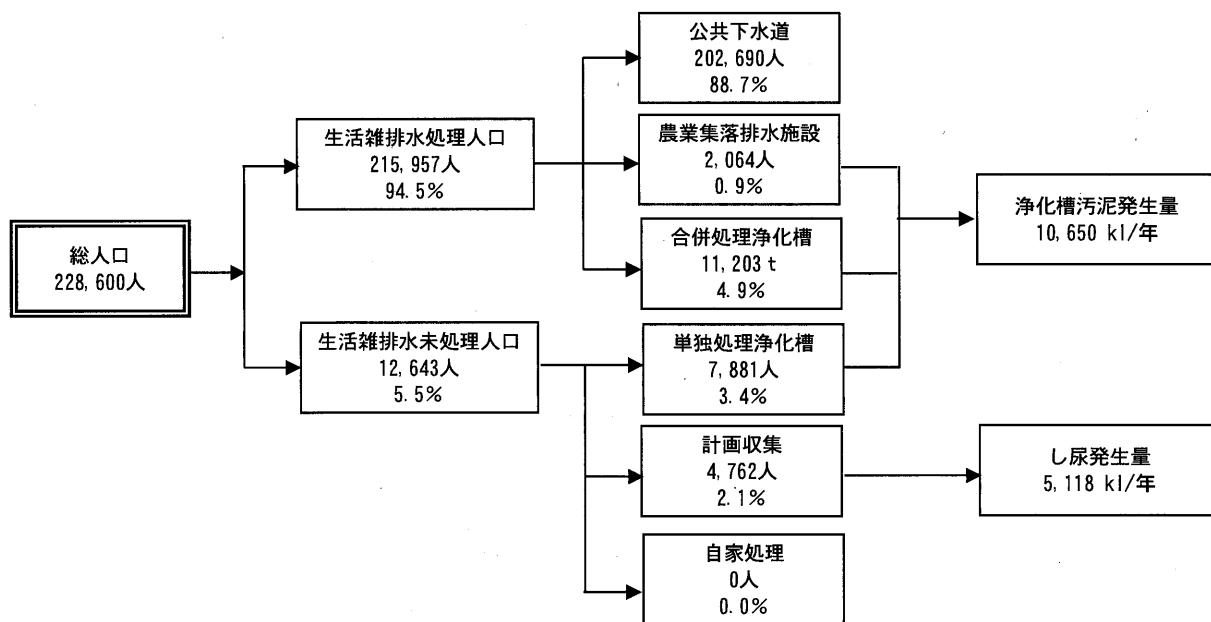


図4 生活排水の処理状況フロー（平成32年度）

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ごみ処理対策

各町では、ごみの排出抑制・再使用等のための各種事業を推進している。今後ともこれらの事業を拡充するとともに、新たな事業の検討を行うなど、ごみの発生抑制、再使用等の推進を図る。主要な施策は表3のとおりである。

表3 発生抑制、再使用等の施策

施 策	実施主体	内 容
環境教育の充実	府中町	環境学習や環境フォーラム、リサイクル工作教室等に取り組む。
	海田町	各自治会や公衆衛生協議会などで講座を開催している。
	熊野町	環境を意識する子供を育てるため、環境教育活動を行う。
	坂 町	ごみ教育・環境教育を充実させる。
広報・啓発活動の充実	府中町	ごみ処理に係る諸問題について日常的に広報、啓発活動に努める。
	海田町	マイバッグ持参や詰替え商品購入など、実践活動を推進する。
	熊野町	町広報・町ホームページを利用したごみ問題や環境情報を提供する。
	坂 町	リサイクルに関する情報を提供する。啓発事業を実施する。
ごみ処理の有料化の検討	府中町 海田町 熊野町 坂 町	現段階では有料化を実施していないが、経済状況を勘案し、受益者負担の立場から住民の理解を得ながら種類や徴収方法等について適切な時期に検討する。
レジ袋の有料化	府中町 熊野町 坂 町	広島県では平成21年10月1日よりレジ袋無料配布中止運動が行われている。各町において、レジ袋の無料配布中止を実施していない店に呼びかけるなど、ビニール袋配布の抑制、過剰包装の抑制を行なう。
事業系ごみ排出事業者に対する指導	府中町 海田町 熊野町 坂 町	減量化・資源化等の計画策定や廃棄物管理責任者の設置及び廃棄物保管場所の設置等について協力を求める。 過剰包装の抑制、ばら売り・裸売りなどの工夫を推進する。
生ごみ堆肥化	熊野町	平成23年度から実施している生ごみ処理機の購入補助を推進する。 生ごみ処理機を利用を広報やホームページ等で周知する。
住民組織の設置、資源回収団体への支援	熊野町	清掃・美化活動、フリーマーケット、資源物回収活動など、地域におけるごみ減量化・資源化行動を行っている団体を支援する。
不用品回収ルートの確保	坂 町	フリーマーケット、資源物回収活動などを実施する。
拠点施設の整備	熊野町	学校や公民館、健康センター、商店街の空き店舗のスペースを利用した資源ごみの回収拠点について検討する。

※広島市東区・安芸区については、広島市循環型社会形成推進地域計画で既定されている。

生活排水対策

家庭などから排出される汚濁負荷量の削減のため、次の啓発活動の強化を図る。

- ・広報活動の実施
- ・台所から発生する調理くずや廃食用油等の処理の徹底
- ・環境汚染の少ない洗剤の使用
- ・浄化槽の適正管理

(2) 処理体制

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

各町の分別区分及び処理方法は表4に示すとおりである。

基本的に、可燃ごみ及び可燃性粗大ごみは安芸地区衛生施設管理組合の安芸クリーンセンターで焼却処理している。資源物、埋立ごみ、粗大ごみ、有害ごみは各町の環境センターに搬入された後、適正に処理・処分されている。なお、資源物について、府中町と熊野町は資源化に合わせた分別区分を採用しているが、海田町と坂町は分別を細分化していないため、中間処理段階で選別している。

今後、構成町全体の適正なごみ処理体制を維持するため、老朽化した安芸クリーンセンターの基幹的設備の改良を実施する必要がある。

また、海田町については、資源ごみ処理施設である海田町環境センターが老朽化していることから、マテリアル推進施設（缶・ペットボトルのリサイクルセンター）の整備が必要である。

さらに、各町ごとに「3(1) 発生抑制、再使用の推進 表3」に記載した施策を実施することにより、ごみの発生抑制、再生利用等の推進を図る。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみについても、表4に示すとおり、家庭ごみと同様の処理体制である。

これまで、各町は事業者に対して、過剰包装の抑制や使い捨て容器の使用抑制、再生品の利用等の推進を行ってきた。今後は事業系ごみ排出事業者に対して減量化・資源化の計画策定等に関する指導等を行うことで、ごみの発生抑制、再生利用等の推進を図る。

ウ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿処理施設で実施している。今後は、下水道の整備を進め、下水道整備計画区域外については、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

エ 今後の処理体制の要点

- ・安芸クリーンセンター長寿命化計画に基づく基幹的設備改良事業
- ・海田町環境センターの缶・ペットボトルの圧縮梱包施設を整備
- ・浄化槽設置整備事業

表4 広島安芸地域のごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(平成23年度)									
府中町					海田町				
分別区分		処理方法		処理基準 (t/年)	分別区分		処理方法		処理基準 (t/年)
可燃ごみ (直接搬入含む)	焼却	安芸 クリーゼンター	一次處理	溶融飛灰7 t/a に鉄スラグ 等有効利用	可燃ごみ	焼却	安芸 クリーゼンター	一次處理	溶融飛灰7 t/a に鉄スラグ 等有効利用
新規、 雑誌、 ちらし、 段ボール 資源物	焼却	府中町 環境セクター	引取業者	488	紙・布類、 缶・金属類、 ビンガム類、 白色パレ	選別、 圧縮、 資源化	海田町 環境セクター	委託業者	8,820 可燃ごみ (直接搬入含む)
家庭系	資源化	保管、 資源化	府中町 環境セクター	784	家庭系	資源物	1,158	厚紙本、雜誌、 木・牛乳ハッパ類、 2.75kg製容器包 装、PET 瓶、PVC 袋	可燃ごみ (直接搬入含む)
埋立ごみ	焼却	府中町 環境セクター	引取業者	93	埋立ごみ	保管、 埋立	海田町 環境セクター	委託業者	8,820 可燃ごみ (直接搬入)
組大 ごみ	可燃性 ・無 不燃性 ・無	資源化	府中町 環境セクター	138	事業系	組大 ごみ	海田町 環境セクター	委託業者	8,820 可燃ごみ (直接搬入)
有害ごみ	焼却	安芸 クリーゼンター	委託業者	9	有害ごみ	分解・保管 ・無 分解・保管 ・無	海田町 環境セクター	委託業者	8,820 可燃ごみ (直接搬入)
普通ごみ (直接搬入含む)	焼却	府中町 環境セクター	引取業者	7	普通ごみ 資源物	保管、 資源化	海田町 環境セクター	委託業者	8,820 可燃ごみ (直接搬入)
目標(平成32年度)									
府中町					海田町				
分別区分		処理方法		処理基準 (t/年)	分別区分		処理方法		処理基準 (t/年)
可燃ごみ (直接搬入含む)	焼却	安芸 クリーゼンター	一次處理	溶融飛灰7 t/a に鉄スラグ 等有効利用	可燃ごみ	焼却	安芸 クリーゼンター	一次處理	溶融飛灰7 t/a に鉄スラグ 等有効利用
家庭系	新規、 雑誌、 ちらし、 段ボール 資源物	焼却	府中町 環境セクター	521	紙・布類、 缶・金属類、 ビンガム類、 白色パレ	選別、 圧縮、 資源化	海田町 環境セクター	委託業者	7,794 可燃ごみ (直接搬入含む)
埋立ごみ	焼却	府中町 環境セクター	引取業者	837	家庭系	資源物	1,155	厚紙本、雜誌、 木・牛乳ハッパ類、 2.75kg 袋	可燃ごみ (直接搬入)
組大 ごみ	可燃性 ・無 不燃性 ・無	資源化	府中町 環境セクター	187	事業系	埋立ごみ	海田町 環境セクター	委託業者	7,794 可燃ごみ (直接搬入)
有害ごみ	焼却	安芸 クリーゼンター	委託業者	471	有害ごみ	保管、 埋立	海田町 環境セクター	委託業者	7,794 可燃ごみ (直接搬入)
普通ごみ (直接搬入含む)	焼却	府中町 環境セクター	引取業者	103	普通ごみ 資源物	分解・保管 ・無 分解・保管 ・無	海田町 環境セクター	委託業者	7,794 可燃ごみ (直接搬入)
事業系	資源物	保管、 資源化	府中町 環境セクター	4	有害ごみ	分解・保管 ・無 分解・保管 ・無	海田町 環境セクター	委託業者	7,794 可燃ごみ (直接搬入)

目標(平成32年度)

現状(平成23年度)									
府中町					熊野町				
分別区分		処理方法		処理基準 (t/年)	分別区分		処理方法		処理基準 (t/年)
可燃ごみ (直接搬入含む)	焼却	安芸 クリーゼンター	一次處理	溶融飛灰7 t/a に鉄スラグ 等有効利用	可燃ごみ (直接搬入含む)	焼却	安芸 クリーゼンター	一次處理	溶融飛灰7 t/a に鉄スラグ 等有効利用
新規、 雑誌、 ちらし、 段ボール 資源物	焼却	府中町 環境セクター	引取業者	488	紙・布類、 缶・金属類、 ビンガム類、 白色パレ	選別、 資源化	熊野町 環境セクター	委託業者	932 可燃ごみ (直接搬入)
家庭系	資源化	保管、 資源化	府中町 環境セクター	784	家庭系	資源物	1,158	厚紙本、雜誌、 木・牛乳ハッパ類、 2.75kg 袋、PET 瓶、PVC 袋	可燃ごみ (直接搬入)
埋立ごみ	焼却	府中町 環境セクター	引取業者	93	埋立ごみ	保管、 直接搬入	熊野町 環境セクター	委託業者	932 可燃ごみ (直接搬入)
組大 ごみ	可燃性 ・無 不燃性 ・無	資源化	府中町 環境セクター	138	事業系	組大 ごみ	熊野町 環境セクター	委託業者	932 可燃ごみ (直接搬入)
有害ごみ	焼却	安芸 クリーゼンター	委託業者	9	有害ごみ	分解・保管 ・無 分解・保管 ・無	熊野町 環境セクター	委託業者	932 可燃ごみ (直接搬入)
普通ごみ (直接搬入含む)	焼却	府中町 環境セクター	引取業者	7	普通ごみ 資源物	分解・保管 ・無 分解・保管 ・無	熊野町 環境セクター	委託業者	932 可燃ごみ (直接搬入)
目標(平成32年度)									
府中町					熊野町				
分別区分		処理方法		処理基準 (t/年)	分別区分		処理方法		処理基準 (t/年)
可燃ごみ (直接搬入含む)	焼却	安芸 クリーゼンター	一次處理	溶融飛灰7 t/a に鉄スラグ 等有効利用	可燃ごみ (直接搬入含む)	焼却	安芸 クリーゼンター	一次處理	溶融飛灰7 t/a に鉄スラグ 等有効利用
家庭系	新規、 雑誌、 ちらし、 段ボール 資源物	焼却	府中町 環境セクター	521	紙・布類、 缶・金属類、 ビンガム類、 白色パレ	選別、 資源化	熊野町 環境セクター	委託業者	5,305 可燃ごみ (直接搬入)
埋立ごみ	焼却	府中町 環境セクター	引取業者	837	家庭系	資源物	1,155	厚紙本、雜誌、 木・牛乳ハッパ類、 2.75kg 袋	可燃ごみ (直接搬入)
組大 ごみ	可燃性 ・無 不燃性 ・無	資源化	府中町 環境セクター	187	事業系	埋立ごみ	熊野町 環境セクター	委託業者	5,305 可燃ごみ (直接搬入)
有害ごみ	焼却	安芸 クリーゼンター	委託業者	471	有害ごみ	分解・保管 ・無 分解・保管 ・無	熊野町 環境セクター	委託業者	5,305 可燃ごみ (直接搬入)
普通ごみ (直接搬入含む)	焼却	府中町 環境セクター	引取業者	103	普通ごみ 資源物	分解・保管 ・無 分解・保管 ・無	熊野町 環境セクター	委託業者	5,305 可燃ごみ (直接搬入)
目標(平成32年度)									
府中町					坂町				
分別区分		処理方法		処理基準 (t/年)	分別区分		処理方法		処理基準 (t/年)
可燃ごみ (直接搬入含む)	焼却	安芸 クリーゼンター	一次處理	溶融飛灰7 t/a に鉄スラグ 等有効利用	可燃ごみ (直接搬入含む)	焼却	安芸 クリーゼンター	一次處理	溶融飛灰7 t/a に鉄スラグ 等有効利用
家庭系	新規、 雑誌、 ちらし、 段ボール 資源物	焼却	府中町 環境セクター	521	紙・布類、 缶・金属類、 ビンガム類、 白色パレ	選別、 資源化	坂町 環境セクター	委託業者	932 可燃ごみ (直接搬入)
埋立ごみ	焼却	府中町 環境セクター	引取業者	93	家庭系	資源物	1,155	厚紙本、雜誌、 木・牛乳ハッパ類、 2.75kg 袋	可燃ごみ (直接搬入)
組大 ごみ	可燃性 ・無 不燃性 ・無	資源化	府中町 環境セクター	138	事業系	埋立ごみ	坂町 環境セクター	委託業者	932 可燃ごみ (直接搬入)
有害ごみ	焼却	安芸 クリーゼンター	委託業者	9	有害ごみ	分解・保管 ・無 分解・保管 ・無	坂町 環境セクター	委託業者	932 可燃ごみ (直接搬入)
普通ごみ (直接搬入含む)	焼却	府中町 環境セクター	引取業者	7	普通ごみ 資源物	分解・保管 ・無 分解・保管 ・無	坂町 環境セクター	委託業者	932 可燃ごみ (直接搬入)

※広島市東区・安芸区については、広島市循環型社会形成推進地図で既定されている。

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

(2) の処理体制で処理を行うため、表5のとおり、必要な施設整備を行う。

表5 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	エネルギー回収推進施設	安芸クリーンセンター 基幹的設備改良事業	130t／日 (65t／日×2炉)	広島県安芸郡坂町 21322番地の8	平成27～29 年度
2	マテリアルリサイクル推進施設	(仮称)海田町環境センター缶・ペットボトル処理施設整備事業	ペットボトル処理施設 0.3t／日 金属類処理施設 0.5t／日	広島県海田町 国信2丁目18-1	平成31年度

(整備理由)

事業番号1 既存施設の老朽化に伴う整備

事業番号2 既存施設の老朽化に伴う新設

イ 合併処理浄化槽の設備

合併処理浄化槽の整備については、表6のとおり行う。

表6 合併処理浄化槽への移行計画

事業	直近の整備済基数 平成25年度(基)	整備計画基数(基)	整備計画人口 (人)	事業期間
浄化槽設置 整備事業	382	93	233	平成27～31年度

浄化槽設置整備事業 内訳

実施主体	整備計画基数(基)	整備計画人口(人)	事業期間
府中町	5	5	平成27～31年度
熊野町	80	200	平成28～31年度
坂町	8	28	平成28～31年度

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表7のとおり計画支援事業を行う。

表7 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	安芸クリーンセンター基幹的設備改良事業(事業番号1)に係る長寿命化計画策定事業	長寿命化計画の策定	平成25年度
32	安芸クリーンセンター基幹的設備改良事業(事業番号1)に係る発注仕様書等作成事業	発注仕様書の作成	平成25~26年度
33	(仮称)海田町環境センター缶・ペットボトル処理施設整備事業(事業番号2)に係る地質調査	地質調査の実施	平成30年度
34	(仮称)海田町環境センター缶・ペットボトル処理施設整備事業(事業番号2)に係る実施設計業務	実施設計業務	平成30年度

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）の処理について、各町で適切な排出方法等に関する広報を行う。各町の家電4品目排出方法は表8のとおりである。

表8 各町の家電4品目排出方法

構成町	排出方法
府中町	排出者は次のいずれかの方法で排出する。 ①販売店に引取りを依頼 ②指定引取場所及び町の指定する場所へ持ち込み ③町が指定する委託業者に引取りを依頼
海田町	排出者は次のいずれかの方法で排出する。 ①販売店に引取りを依頼 ②指定引取場所及び町の指定する場所へ持ち込み
熊野町	排出者は次のいずれかの方法で排出する。 ①販売店に引取りを依頼 ②指定引取場所へ持ち込み ③許可業者に引取りを依頼
坂町	排出者は次のいずれかの方法で排出する。 ①販売店に引取りを依頼 ②指定引取場所へ持ち込み

※広島市東区・安芸区については、広島市循環型社会形成推進地域計画で既定されている。

イ 不法投棄対策

不法投棄対策は、環境美化や生活環境保全と、適正処理や意識啓発の意味でも重要なことと捉えている。したがって、各町で不法投棄対策を表9のとおり実施する。

表9 各町の不法投棄対策

構成町	対策
府中町	ごみステーションを中心に、深夜・早朝に監視パトロールと指導等を実施している。今後もパトロールを実施し、また、広報の配布による啓発や、メール・FAXによる情報収集を行うことで、不法投棄の防止と早期発見に努める。
海田町	不法投棄が比較的多く発生している地域を重点監視地域として指定し、現地に投棄を禁止する看板の設置を検討する。
熊野町	住民、事業者に対して、ごみ処理のルールに従い、みだりにごみを捨てないよう広報や看板等で啓発活動を行い、不法投棄をしにくい環境づくりに向けた活動を行う。
坂町	町広報により、不法投棄防止の啓発活動を行い、また町と住民が協働し、不法投棄防止看板の設置や監視活動を行う等、不法投棄の防止と早期発見に努める。

※広島市東区・安芸区については、広島市循環型社会形成推進地域計画で既定されている。

ウ 災害時の廃棄物処理

各市町が策定した地域防災計画及び災害廃棄物処理計画を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺地域との連携体制を構築する。

表10 各市町の災害廃棄物処理に関する計画

構成市町	計画
府中町	府中町地域防災計画
海田町	災害廃棄物処理計画（ごみ処理基本計画 第4章 第13節）
熊野町	熊野町地域防災計画
坂町	坂町地域防災計画
広島市東区・安芸区	広島市地域防災計画

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

広島安芸地域構成市町及び安芸地区衛生施設管理組合は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、広島安芸地域構成市町及び安芸地区衛生施設管理組合、広島県及び国と協議しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 24 年度)

1 地域の概要

(1) 地域名	広島安芸地域	(2) 地域内人口	226,435 人	(3) 地域面積	206.94 km ²
(4) 構成市町村等名	広島市（東区温品、上温品、馬木、福 田並びに安芸区）、府中町、海田町、 熊野町、坂町	(5) 地域の要件 人口面積	○冲縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 遠疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：広島市（東区温品、上温品、馬木、福田並びに安芸区）、府中町、海田町、熊野町、坂町 設立（予定）年月日：昭和 38 年 5 月 22 日設立				
※計画地域を地図上に示したもの添付（添付資料 1）					

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

排出量	事業系 事業系 家庭系 合計	過去の状況・現状				目標
		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
事業系	総排出量 (t)	10,550	10,198	10,397	10,193	10,126
	1 事業所当たりの排出量 (t)/事業所	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3
家庭系	総排出量 (t)	31,301	29,093	29,579	28,076	28,532
	1 人当たりの排出量 (g/人・日)	328	312	309	302	304
合計	事業系家庭系排出量合計	41,851	39,291	39,976	38,269	38,658
再生利用量	直接資源化量 (t)	5,866 (14.0%)	4,720 (12.0%)	5,549 (13.9%)	4,556 (11.9%)	4,825 (12.5%)
	総資源化量 (t)	9,998 (23.9%)	8,532 (21.7%)	9,291 (23.2%)	8,525 (22.3%)	8,657 (22.4%)
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量 MWh)	8,161	7,693	7,692	7,978	7,930
減量化量	中間処理による減量化量 (t)	31,087 (74.3%)	29,957 (76.2%)	29,772 (74.5%)	28,777 (75.2%)	29,144 (75.4%)
最終処分量	埋立最終処分量 (t)	2,126 (5.1%)	1,759 (4.5%)	1,832 (4.6%)	1,962 (5.1%)	1,894 (4.9%)

※指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付（添付資料 2）

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設名	種類	事業主体	現有施設の内容			更新、廃止、新設の内容			備考	
			型式及び 処理方式	補助の 有無	処理能力 (単位)	開始 年月	更新、廃止 予定年月	新設理由		
安芸 クリーンセンター	工場リギー 回収推進施設	安芸地区 衛生施設 管理組合	全連続、熱分解 ガス化溶融	有	130t/日	H14.12	基幹的 設備改良	全連続、 熱分解ガス化 溶融	H30.3	130t/日
安芸衛生センター	し尿処理施設	安芸地区 衛生施設 管理組合	低希釈二段、 活性汚泥法、 高度処理	有	300kL/日	H57.4	—	—	—	—
府中町 リサイクルセンター		府中町	圧縮梱包 保管	有	0.8t/日	H11.3	—	—	—	—
府中町環境センター	マテリアルリ サイクル施設		273m ²	—	—	—	—	—	—	—
海田町環境センター	サイクル施設	海田町	無	100m ²	S60.8	—	—	—	—	—
熊野町環境センター		熊野町	無	184m ²	S56.5	—	—	—	—	—
リサイクルセンター 坂		坂町	選別、資源化 圧縮梱包 保管・選別 圧縮梱包	無 有 有	1.27t/h 0.3t/h 574m ²	S63.9 H11.9 H18 242m ²	H32.3 老朽化 — —	選別、資源化 圧縮梱包 —	H32.3 0.5t/h 0.3t/h	0.5t/h —

※計画地域内の施設を地図上に示したものと添付（添付資料1）、施設の概要を示したものと添付（添付資料3）

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状				目標
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
総人口	227,714	227,456	227,301	226,780	平成32年度 228,600
公共下水道	178,669	181,076	182,601	185,079	186,691 202,690
集落排水施設等	78.5%	79.6%	80.3%	81.6%	82.4% 88.7%
合併処理浄化槽等	1,608	1,571	1,612	1,749	1,749 2,064
未処理人口	13,042 5.7%	12,272 5.4%	12,039 5.3%	12,547 5.5%	12,238 5.4% 11,203 4.9%

※指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付（添付資料2）

様式2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2（平成24年度）

事業種別	事業番号	事業主体	規模	事業期間 交付期間						総事業費（千円）						交付対象事業費（千円）					
				平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
○林回取等に関する事業																					
安芸地区 基幹的設備改良事業	1	安芸地区 衛生施設 管理組合	130 t/日 H27	3,034,334				728,240	1,547,511	758,583		2,118,272				651,809	1,098,931	367,532			
○再生利用に関する事業																					
佐木・海田町環境センター 缶・ペットボトル処理施設整備事業	2	海田町	0.5 t/h 0.3 t/h	H31	158,000				0	0	158,000	158,000				0	158,000	158,000	0	158,000	
○施設整備に関する計画支援事業																					
安芸クリーンセンター 基幹的設備改良事業に係る 長寿命化計画策定事業	31	安芸地区 衛生施設 管理組合	H25	H25	10,000	10,000										10,000	10,000				
安芸クリーンセンター 発注仕様書等作成事業	32	安芸地区 衛生施設 管理組合	H25	H26	10,000	10,000	0									10,000	10,000	0			
海田町環境センター缶・ペットボトル 処理施設整備事業に係る地質調査 処理施設整備事業に係る実施設計業務	33	海田町	H30	H30	2,100			0		2,100						0	0	2,100			
○浄化槽に関する事業																					
浄化槽設置事業		府中町	H27	H31	1,660	0	0	332	332	332	332	1,660	0	0	332	332	332	332	332		
浄化槽設置事業		熊野町	H28	H31	28,944	0	0	7,236	7,236	7,236	7,236	28,944	0	0	7,236	7,236	7,236	7,236	7,236		
合 計					3,256,022	20,000	0	728,572	1,555,825	766,897	18,414	166,314	2,339,960	20,000	0	652,141	1,107,245	375,846	18,414	166,314	

※(仮称)海田町環境センター缶・ペットボトル処理施設整備事業（事業番号2）の規模は、金属類処理施設0.5t／日、ペットボトル処理施設0.3t／日と設定。

様式 3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画							備考	
					開始	終了		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31		
排出抑制再使用の推進に関するもの	11	環境教育の充実	環境学習や環境フォーラム、自治会での講座など環境教育活動を充実	府中町 海田町 熊野町 坂町	継続											
	12	広報・啓発活動の充実	ごみの排出抑制や資源化の啓発活動	府中町 海田町 熊野町 坂町												
	13	ごみ処理の有料化の検討	ごみの種類や徴収方法等について検討する	府中町 海田町 熊野町 坂町												
	14	レジ袋の有料化	ビニール袋配布の抑制、過剰包装の抑制を行う	府中町 熊野町 坂町												
	15	事業系ごみ排出事業者に対する指導	減量化・資源化等の計画策定や廃棄物管理責任者の設置を求める	府中町 海田町 熊野町 坂町												
	16	生ごみ堆肥化	購入補助、指定販売店制を導入。生ごみ処理機による堆肥化の周知	熊野町												
	17	住民組織の設置、資源回収団体への支援	ごみ減量化・資源化行動を行っている団体を支援	熊野町												
	18	不用品回収ルートの確保	フリーマーケット、資源物回収活動など実施	坂町												
	19	拠点施設の整備	学校や公民館を利用した資源ごみ回収拠点の検討及び設置	熊野町												
処理施設の整備に関するもの	1	安芸クリーンセンター基幹的設備改良事業	—	安芸地区衛生施設管理組合	H27	H29	○	工事期間								
	2	(仮称)海田町環境センター缶・ペットボトル処理施設整備事業	—	海田町												
	3	合併処理浄化槽の整備 ※	—	府中町 熊野町 坂町				H27 H28 H28	H31 H31 H31	○ ○ ○					合併処理浄化槽の整備	
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	事業番号1の計画支援	長寿命化計画の策定	安芸地区衛生施設管理組合	H25	H25	○	策定								
	32	事業番号1の計画支援	発注仕様書の作成	安芸地区衛生施設管理組合				H25	H26	○	作成					
	33	事業番号2の計画支援	地質調査の実施	海田町	H30	H30	○									
	34	事業番号2の計画支援	実施設計業務	海田町				H30	H30	○						
その他	41	家電リサイクル法への対応	家電4品目の適正処理と排出方法の周知	府中町 海田町 熊野町 坂町	継続											
	42	不法投棄対策	パトロールの継続、不法投棄防止の啓発	府中町 海田町 熊野町 坂町												
	43	災害時の廃棄物処理	災害廃棄物の適正処理に関する対策	府中町 海田町 熊野町 坂町	継続											

※ 合併処理浄化槽の整備については本地域計画への統合前は、各町の地域計画(生活排水処理計画)の事業として実施。
 [府中町(～平成26年度)、熊野町・坂町(～平成27年度)]

【参考資料様式 1】

施設概要（マテリアルリサイクル施設）

都道府県名 広島県

(1) 事業主体名	海田町
(2) 施設名称	海田町環境センター
(3) 工期	平成 31 年度
(4) 施設規模	ペットボトル処理施設 0.3 t／日 金属類処理施設 0.5 t／日
(5) 処理方式	選別、圧縮・梱包
(6) 地域計画内の役割	再生利用の推進
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	無
(8) ストック対象物	金属類、ペットボトル
(9) 事業計画額※	158,000 千円

※消費税 10%、施工監理費 20,570 千円を含む

施設概要（エネルギー回収推進施設）

都道府県名 広島県

(1) 事業主体名	安芸地区衛生施設管理組合
(2) 施設名称	安芸クリーンセンター
(3) 工期	平成 27~29 年度
(4) 施設規模	130t/日
(5) 処理方式	全連続、熱分解ガス化溶融
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="checkbox"/> (発電効率 9.5%) ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="checkbox"/> (熱回収率 19.5%) ・ 無
(7) 地域計画内の役割	基幹的設備改良事業により、当初の処理能力まで回復し、本地域の可燃ごみを安定処理して熱回収を行う。また、CO ₂ 排出量は 4.3% 削減される見込みである。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	無
(9) 事業計画額※	3,034,334 千円

※消費税 8%、施工管理費 35,434 千円を含む。

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 広島県

(1) 事業主体名	府中町、熊野町、坂町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	合併処理浄化槽の整備により、生活環境の保全を図る。
(4) 事業期間	平成 27~31 年度（府中町）、平成 28~31 年度（熊野町、坂町）
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要項 第 3 (1) アの (イ) 及び (キ)
(6) 事業計画額	交付対象事業費 58,198 千円

○浄化槽設置整備事業 計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

(単位：千円)

区分	補助対象基数 (233 人分)		基準額	対象経費 支出予定額	選定額
5人槽	73 基	(177 人分)	24,236	24,236	24,236
6~7人槽	12 基	(36 人分)	4,968	4,968	4,968
8~10人槽	8 基	(20 人分)	4,384	4,384	4,384
11~20人槽	0 基	(0 人分)	0	0	0
21~30人槽	0 基	(0 人分)	0	0	0
31~50人槽	0 基	(0 人分)	0	0	0
51人槽以上	0 基	(0 人分)	0	0	0
合 計	93 基	(233 人分)	33,588	33,588	33,588

○浄化槽設置整備事業 計画額の内訳及び浄化槽の整備規模 町ごとの内訳

府中町

(単位：千円)

区分	補助対象基數 (5 人分)		基準額	対象経費 支出予定額	選定額
5人槽	5 基	(5 人分)	1, 660	1, 660	1, 660
6~7人槽	0 基	(0 人分)	0	0	0
8~10人槽	0 基	(0 人分)	0	0	0
11~20人槽	0 基	(0 人分)	0	0	0
21~30人槽	0 基	(0 人分)	0	0	0
31~50人槽	0 基	(0 人分)	0	0	0
51人槽以上	0 基	(0 人分)	0	0	0
合 計	5 基	(5 人分)	1, 660	1, 660	1, 660

熊野町

(単位：千円)

区分	補助対象基數 (200 人分)		基準額	対象経費 支出予定額	選定額
5人槽	64 基	(160 人分)	21, 248	21, 248	21, 248
6~7人槽	8 基	(20 人分)	3, 312	3, 312	3, 312
8~10人槽	8 基	(20 人分)	4, 384	4, 384	4, 384
11~20人槽	0 基	(0 人分)	0	0	0
21~30人槽	0 基	(0 人分)	0	0	0
31~50人槽	0 基	(0 人分)	0	0	0
51人槽以上	0 基	(0 人分)	0	0	0
合 計	80 基	(200 人分)	28, 944	28, 944	28, 944

坂町

(単位：千円)

区分	補助対象基數 (28 人分)		基準額	対象経費 支出予定額	選定額
5人槽	4 基	(12 人分)	1, 328	1, 328	1, 328
6~7人槽	4 基	(16 人分)	1, 656	1, 656	1, 656
8~10人槽	0 基	(0 人分)	0	0	0
11~20人槽	0 基	(0 人分)	0	0	0
21~30人槽	0 基	(0 人分)	0	0	0
31~50人槽	0 基	(0 人分)	0	0	0
51人槽以上	0 基	(0 人分)	0	0	0
合 計	8 基	(28 人分)	2, 984	2, 984	2, 984

計画支援概要

都道府県名 広島県

(1) 事業主体名	安芸地区衛生施設管理組合	
(2) 事業目的	安芸クリーンセンター基幹的設備改良事業	
(3) 事業名称	安芸クリーンセンター基幹的設備改 良事業に係る長寿命化計画策定事業	安芸クリーンセンター基幹的設備改 良事業に係る発注仕様書作成事業
(4) 事業期間	平成 25 年度	平成25~26年度
(5) 事業概要	施設調査、補修履歴を整理して施設 保全計画や延命化計画を検討し、長 寿命化計画を策定する。	プラントメーカーへ基幹的設備改良 工事を発注するための仕様書等を作 成する。
(6) 事業計画額	10,000 (千円)	10,000 (千円)

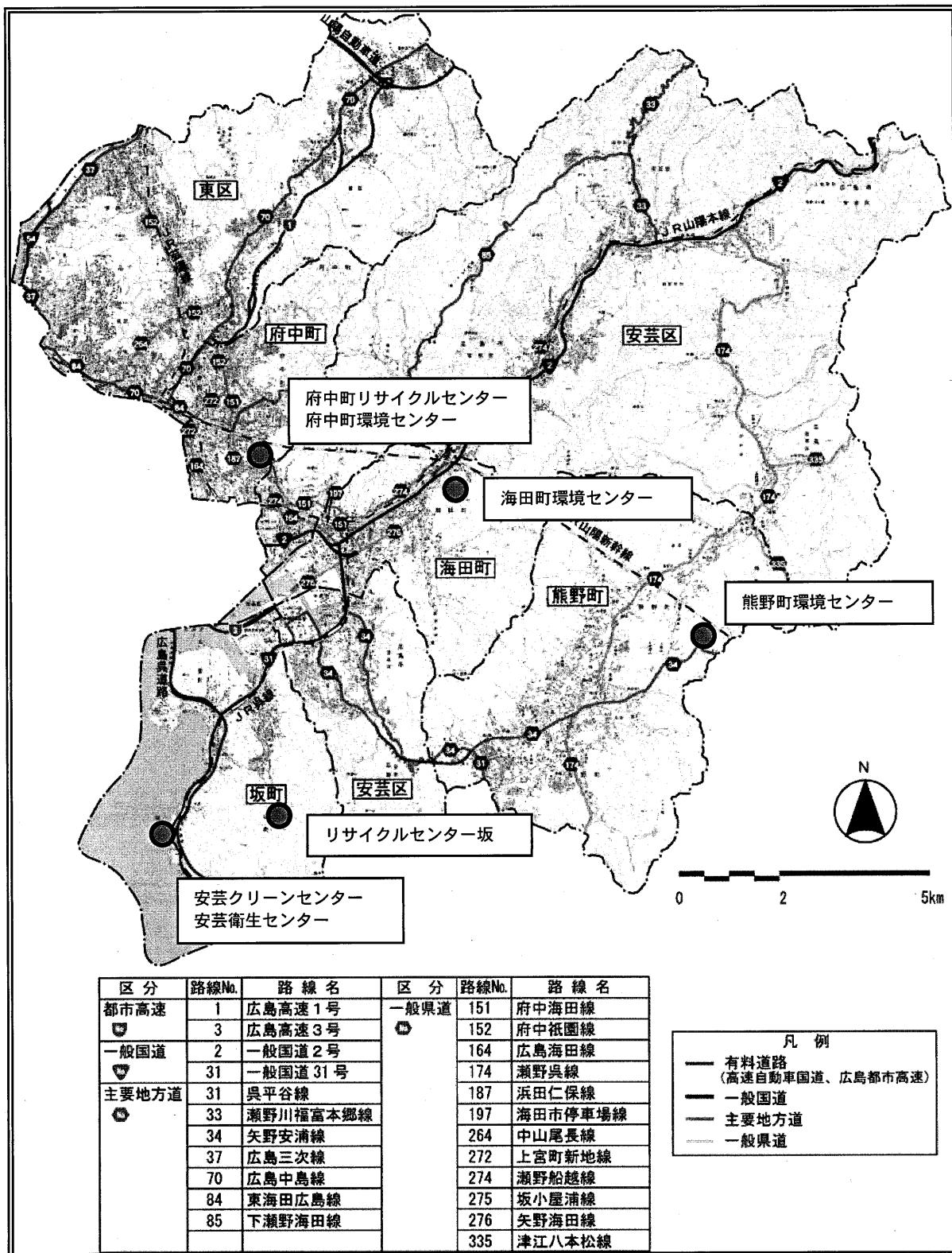
(1) 事業主体名	海田町	
(2) 事業目的	(仮称) 海田町環境センター缶・ペットボトル処理施設整備事業	
(3) 事業名称	(仮称) 海田町環境センター缶・ペ ットボトル処理施設整備事業に係る 地質調査	(仮称) 海田町環境センター缶・ペ ットボトル処理施設整備事業に係る 実施設計業務
(4) 事業期間	平成 30 年度	平成 30 年度
(5) 事業概要	缶・ペットボトル処理施設の整備に あたり、地質調査を実施する。	新設する資源化施設の実施設計を行 う。
(6) 事業計画額	2,100 (千円)	8,000 (千円)

添付資料1：対象地域図

対象地域：広島市（東区・安芸区）、府中町、海田町、熊野町、坂町

面 積：206.94 km²

人 口：226,435人



対象地域及び現有施設の位置

添付資料2：目標設定に関するグラフ等

(1) 人口

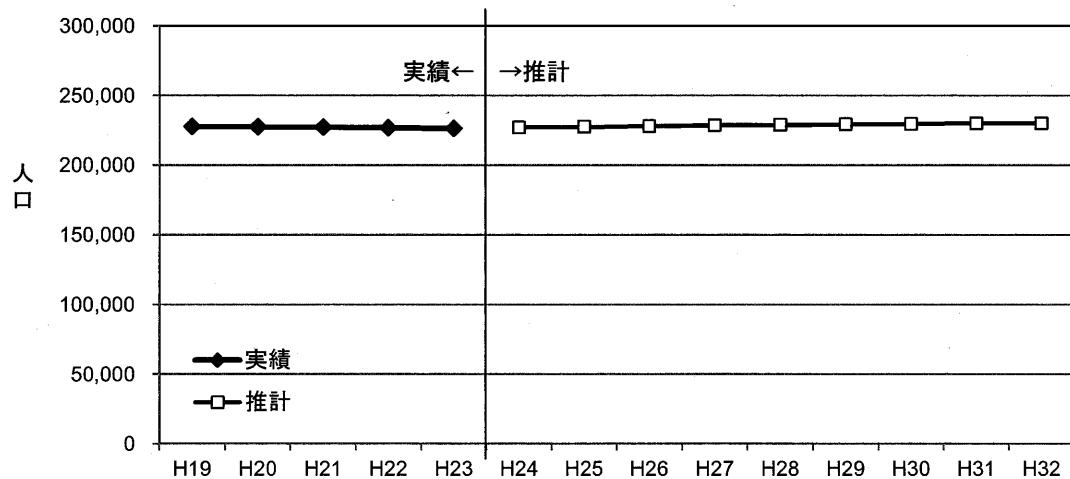


図 人口の実績及び推計

表 人口の実績及び推計

実績

	H19	H20	H21	H22	H23
人口	227,714	227,456	227,301	226,780	226,435

推計

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
人口	226,757	227,080	227,402	227,725	227,900	228,076	228,252	228,427	228,600

(2) ごみ排出量

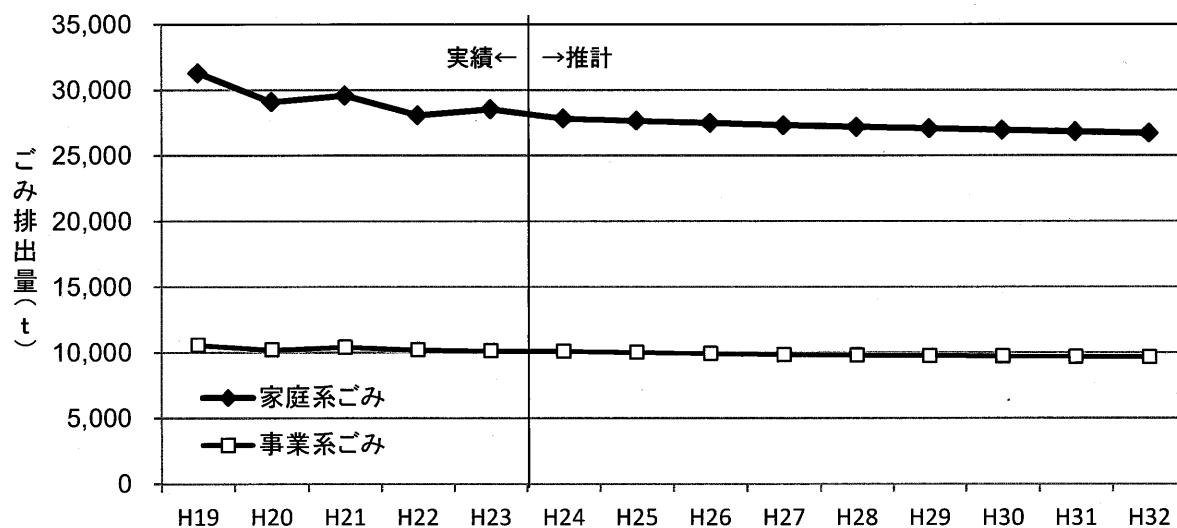


図 ごみ排出量の実績及び推計

表 ごみ排出量の実績及び推計

実績

	H19	H20	H21	H22	H23
家庭系ごみ	31,301	29,093	29,579	28,076	28,532
事業系ごみ	10,550	10,198	10,397	10,193	10,126

推計

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
家庭系ごみ	27,824	27,653	27,483	27,307	27,187	27,064	26,944	26,822	26,704
事業系ごみ	10,081	9,996	9,908	9,822	9,787	9,749	9,712	9,677	9,641

(3) ごみの減量化、再生利用、最終処分量

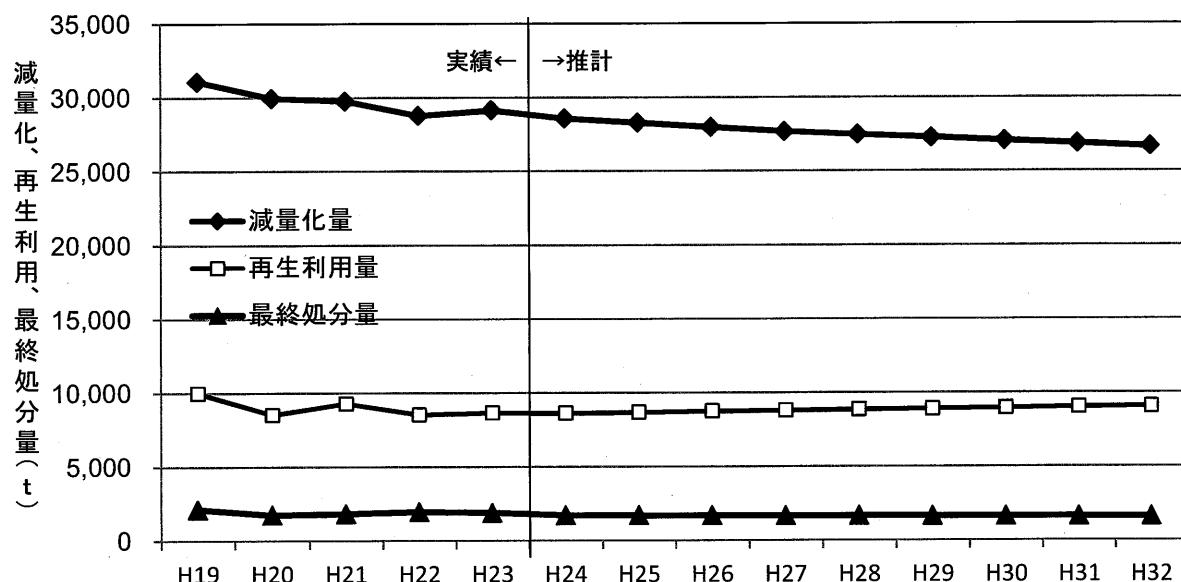


図 減量化、再生利用、採取処分量の実績及び推計

表 減量化、再生利用、採取処分量の実績及び推計

実績

	H19	H20	H21	H22	H23
減量化量	31,087	29,957	29,772	28,777	29,144
再生利用量	9,998	8,532	9,291	8,525	8,657
最終処分量	2,126	1,759	1,832	1,962	1,894

推計

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
減量化量	28,588	28,284	27,976	27,687	27,482	27,279	27,076	26,871	26,670
再生利用量	8,625	8,690	8,754	8,796	8,854	8,910	8,967	9,025	9,081
最終処分量	1,728	1,712	1,696	1,681	1,672	1,659	1,649	1,639	1,629

(4) 生活排水処理形態別人口

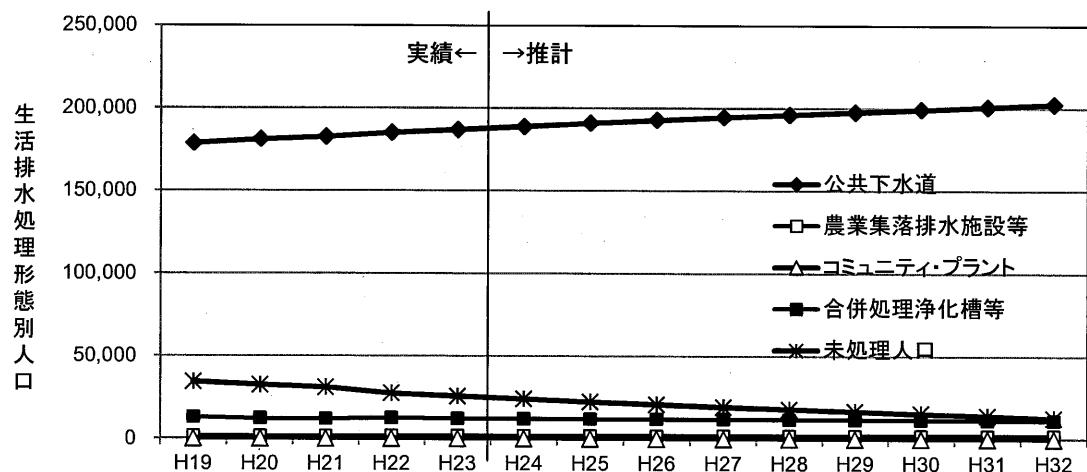


図 生活排水処理形態別人口の実績及び推計

表 生活排水処理形態別人口の実績及び推計

実績

		H19	H20	H21	H22	H23	
処理形態別人口	公共下水道	人	178,669	181,076	182,601	185,079	186,691
	農業集落排水施設等	人	1,608	1,571	1,612	1,749	1,749
	コミュニティ・プラント	人	0	0	0	0	0
	合併処理浄化槽等	人	13,042	12,272	12,039	12,547	12,238
	未処理人口	人	34,395	32,537	31,049	27,405	25,757
	合 計	人	227,714	227,456	227,301	226,780	226,435

推計

		H24	H25	H26	H27	H28	
処理形態別人口	公共下水道	人	188,803	190,913	192,752	194,531	196,127
	農業集落排水施設等	人	1,784	1,819	1,854	1,889	1,924
	コミュニティ・プラント	人	0	0	0	0	0
	合併処理浄化槽等	人	12,098	12,004	11,986	11,984	11,838
	未処理人口	人	24,072	22,344	20,810	19,321	18,011
	合 計	人	226,757	227,080	227,402	227,725	227,900

		H29	H30	H31	H32	
処理形態別人口	公共下水道	人	197,723	199,319	200,915	202,690
	農業集落排水施設等	人	1,959	1,994	2,029	2,064
	コミュニティ・プラント	人	0	0	0	0
	合併処理浄化槽等	人	11,692	11,546	11,400	11,203
	未処理人口	人	16,702	15,393	14,084	12,643
	合 計	人	228,076	228,252	228,428	228,600

添付資料3：現有施設の概要

安芸クリーンセンター

概 要	
所在地	広島県安芸郡坂町 21322 番地の 8
設置主体名	安芸地区衛生施設管理組合
運営管理体制	委託
竣工年月日	平成 14 年 11 月
処理方式	全連続 熱分解ガス化溶融
公称処理能力	130 t / 日 (65 t / 日 × 2 炉)
灰の処理方法	溶融固化

安芸衛生センター

概 要	
所在地	広島県安芸郡坂町 21322 番地の 11
設置主体名	安芸地区衛生施設管理組合
運営管理体制	委託
供用開始年月日	昭和 57 年 4 月
処理形式	低希釈二段活性汚泥法、高度処理
公称処理能力	300kL / 日

府中町リサイクルセンター（ペットボトル等 圧縮梱包）

概 要	
所在地	府中町八幡 4 丁目 1-1
設置主体名	府中町
運営管理体制	委託
処理対象物	ペットボトル、紙パック、白色トレイ
供用開始年月日	平成 11 年 3 月
処理形式	圧縮、梱包
公称処理能力	0.8 t / 日

府中町リサイクルセンター（ストックヤード）

概 要	
所在地	府中町八幡 4 丁目 1-1
設置主体名	府中町
運営管理体制	委託
処理対象物	ペットボトル、紙パック、食品トレイ
供用開始年月日	平成 11 年 3 月
公称処理能力	273m ²

府中町環境センター（大型ごみ分解場）

概要	
所在地	府中町八幡 4 丁目 1-1
設置主体名	府中町
運営管理体制	委託
処理対象物	大型ごみ（可燃性、不燃性）
供用開始年月日	昭和 60 年 8 月
処理形式	分解
公称処理能力	100m ²

府中町環境センター（ストックヤード）

概要	
所在地	府中町八幡 4 丁目 1-1
設置主体名	府中町
運営管理体制	直営
処理対象物	新聞、雑誌、ちらし、缶、びん類、布、金属類、大型ごみ（可能性・不燃性の分解したもの）、埋立ごみ、有害物
供用開始年月日	昭和 56 年 5 月
公称処理能力	184m ²

海田町環境センター

概要		
所在地	海田町国信 2 丁目 18-1	
設置主体名	海田町	
運営管理体制	直営	
処理対象物	スチール缶、アルミ缶	ペットボトル
供用開始年月日	昭和 63 年 9 月	平成 11 年 9 月
処理形式	選別、資源化	圧縮
公称処理能力	1.27t/h	0.3t/h

熊野町環境センター（ストックヤード）

概要	
所在地	熊野町 2682 番地 73
設置主体名	熊野町
運営管理体制	指定管理
処理対象物	紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、ペットボトル、プラスチック、布類、その他
供用開始年月日	平成 18 年
処理形式	保管
公称処理能力	574m ²

リサイクルセンター坂（ストックヤード）

概要	
所在地	坂町字大判 2430 番
設置主体名	坂町
運営管理体制	委託
処理対象物	紙類、ビン類、布類、白色トレイ、粗大ごみ、埋立ごみ、有害ごみ
供用開始年月日	平成 16 年
処理形式	保管
公称処理能力	242m ²

リサイクルセンター坂（資源化処理施設）

概要	
所在地	坂町字大判 2430 番
設置主体名	坂町
運営管理体制	委託
処理対象物	金属類、ペットボトル
供用開始年月日	平成 16 年
処理形式	選別、資源化
公称処理能力	4t/日

添付資料4：分別区分説明資料

次ページに府中町、海田町、熊野町、坂町のごみの出し方に関する資料（パンフレット）を添付する。

平成24年度 家庭ごみの正しい出し方

ごみは、【決められた日】に【決められたもの】を【正しく分けて】【決められたごみステーション】に収集日当日の午前8時30分までに出してください。

この冊子と同じ内容が府中町公式ホームページからダウンロードできます。
ごみの種類が不明な場合は、「ごみの出し方辞典 保存版」をご利用ください。

私のごみ出し日

2ページと4ページの「地区別収集日一覧表」からお住まいの住所を確認して記入してください。

普通ごみ (毎週2回)	<input type="radio"/> 曜日 <input type="radio"/> 曜日
有価物 (毎週1回)	<input type="radio"/> 曜日
埋立・有害ごみ (毎月1回)	第 <input type="radio"/> 回目 <input type="radio"/> 曜日
ペットボトル 紙パック 白色トレイ (毎月2回)	第 <input type="radio"/> 回目 <input type="radio"/> 曜日
大型ごみ (年4回)	1回目 月 日() 2回目 月 日() 3回目 月 日() 4回目 月 日()

3ページと5ページの「祝日等の収集品目一覧表」からお住まいの住所を確認して記入してください。

特別収集	祝日など	振替休日	憲法記念日	みどりの日	海の日	敬老の日	体育の日	勤労感謝の日	振替休日	年末休業	成人の日	建国記念の日	春分の日
ご出せるみる	4/30月	5/3木	5/4金	7/16月	9/17月	10/8月	11/23金	12/24月	12/31月	1/14月	2/11月	3/20水	

※なお、平成25年1月1日(火)から1月3日(木)までは、収集なし。

- | | | |
|------------------|--|--|
| 一
目
次
一 | <ul style="list-style-type: none"> • 地区別収集日一覧表 P2・P4 • 祝日等の収集品目一覧表 P3・P5 • 一部地区詳細地図 P6 • 普通ごみ P7 • 有価物 P8 • 埋立ごみ・有害ごみ P9 | <ul style="list-style-type: none"> • ペットボトル・紙パック・白色トレイ P10 • 大型ごみ P11 • 家電4品目 P12 • 収集・処分できないもの・パソコン P13 • 持ち込みの方法 P14 • ごみに関するQ&A P15 |
|------------------|--|--|

※ 地区の日程 P2~6, 15 は省略

ごみ出しの共通ルール

1. これは、必ず収集日当日の半透明紙 30 分までに出してください。
 2. 汚れたものを正しく分けてください。
 3. 実められたごみステーションに出してください。
 4. 中身が腐敗できる「透明」又は「半透明」の袋で出してください。
 5. 大きさは 45 リットル入り以下で重量は 10 パーセント以下の袋で出してください。
注) 紙袋や糊い袋、箱に入れて出さないでください。

燃きごみ（燃きごみは 30cm 未満の小さなごみで燃やせるものです）



- 生ごみは水分をよく切ってください。ごみが減量され搬送・燃焼コストを抑えることができます。
- 引締しや片付等で一時に出た多量のごみを出すことはできません。2袋までで小出しにするか、環境センターへ持ち込んでください。
- 環境ごみを収集日に出すときは右図の黒帯で束してください。多量にあるときは2束・2袋まででごしりしてすみやか環境センターへ持ち込みください。
- 車両上の火・猫の死体は必ず運営課(電話 286-3243)へ相談ください。道路以外の民地等での・猫の死体は収集も持ち込みもできません。
- 大きさがプラスチック製品でも、小さくすれば(45リットルの袋に入るべき大きさに)普通ごみとして出せます。
- ビデオテープ アルバム(新しいもの)が、歯磨き粉に間違ってよく出されます。ビデオテープ アルバム(新しいもの)は、販売です。

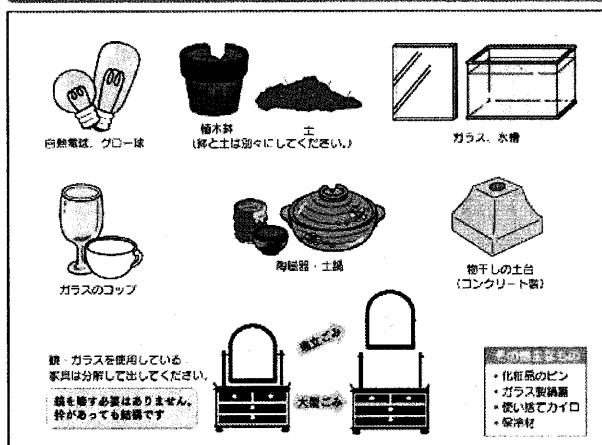
生ごみを束ねたときは…
土のう袋を使っていいません
半透明袋又は透明袋

環境センターへの持ち込みは 14Pをご覧ください

- 7 -

選択二番（選んでない）にみて再生で書いたものの中選じて下さい。



- ※地図内の土壌、鉢溝の深さ、多量にありますときは環境センタへ持ち込んでください。
- ※田内合等を行ったものは、環境局（電話 286-3242）で扱っています。
- ※袋詰めするときに手で握る程度の重さ（約 10kg）までにしてください。（土のう袋使用可）
- ※運搬されたゴミをなげ込みや焼却、土壌へ投げ入れないでください。

第十一章



◆標準音読みと発展読みは別の機に入れてください

有 庫 物 (清掃化するにあたって区分で整理しています)

新聞・雑誌(しばって)	ダンボール(しばって)	ピン・缶(袋に入れて)	衣類(袋に入れて)
 新聞 ちらし	 ダンボール	 ピン 缶	 衣類
新聞・雑誌 紙類 本類	ダンボール (妻子やお子さん等、紙をさでた時は いるものは必ず)です。	未表面のアルミ加工されて いるものは必ず)です。	まくらごと寝付けています X布団 玉毛 シンゲン X布団カバー スカラ X枕カバー ハニカム X枕カバー X布団 X布団カバー

収集方法 1台の車で品目別に分別収集しています。

- ◆有価物はお譲り、鑑賞収集します。
◆ごみは各自別に離して置いてください。
◆各自別に購入料を支払いや、後から出されたりつけられません。



注 意 事 項 品目別に離して置いてください。埋もれて後から収集できません。

- 新規開拓**

 - 新規・新規、本様は袋につめず、ひもでしばってください。両にぬれてもかまいません。
 - ダンボール
 - ・ダンボールは開いてひもをしばってください。
 - ・封緘等で多量に貼る場合はタッセルは淡青色シヤンヘ持ち込んでください。 - ビン
 - 飲料 食料等が入ったしビン
 - 化粧品 花びん等のガラス製品は浮上させます。
 - リターナブルビン(牛乳・ビール・清酒)は第1次店へ返却してください。 - 缶
 - 飲料 食料等が入ったし缶
 - ・スプレー缶や易爆カセットボンベ缶は、必ず壁に沿ってください。穴はあけないで!! 危険です。 - 小箱の包装機
 - 大きいものは大型ごみに出してください。
 - 钉・針・かみそりなどは紙に囲み「ごみ」と表示してください。 - 衣類
 - 下着、カーテン、シーツ、毛布は有価物ではありません。(下着は普通品、その他は大型ごみです)
 - 衣類は洗い入れると毛が剥落、再利用できなくなります。衣の口をしっかりとしはって、太陽の良い日に出してください。

6

ペットボトル・瓶パック・自販トレイ

- ・収集場所はごみステーションとは必ずしも一致しません。
 - ・専用の収集容器を設置しています。
 - ・袋に入れる必要はありません。
 - ・収集容器にそのまま入れてください。



ペットボトル	紙パック	白色トレイ
<p>①キャップをはします。</p>  <p>②ラベルをはがす。</p>  <p>※キャップ・ラベル は「普段ごみ」</p> <p>③中をよく洗う。</p> 	<p>①ストローやストローの 入っている袋を取り外す。</p>  <p>②中をよく洗う。</p>  <p>③洗く。</p>  <p>※内側にアルミがはってある ものは「普段ごみ」</p>	<p>①中をよく洗う。</p>  <p>②洗かす又はふく。</p> 
<p>見分け方</p> <p>その1 マークで見分けます このマークがラベル 又は容器本体に付い ています</p>  <p>その2 そこでの形で見分けます △は丸めある ○は丸めない</p>	<p>見分け方</p> <p>内側にアルミがはってあるか どうか</p> 	<p>見分け方</p> <p>表面とともに白一色のもの つまようじが角端に刺さるもの △は丸めある ○は丸めない</p>

公理概念的形成与发展的历史研究

- 収集実施場所はごみステーションとは必ずしも一致しません。
 - 毎回実施場所は各地区で決められた場所に収集日の前日に設置します。



海田町



平成24年度 家庭ごみの正しい出し方

海田町環境センター
823-4601

ごみは、「決められた日」に「決められたもの」を[正しく分別]して「決められた場所」に[朝8時30分]までに出してください。

回収日	出せる物	回収例	出す時の注意
可燃ごみ 燃えます 水溶性 プラスチック類 の 日	白黒ごみ 燃えます 水溶性 プラスチック類 の 日		<p>○黒い袋・紙袋では出せません。</p> <p>○中味が見える容器または半透明の袋に入れ、袋口は、かたくしばってください。</p> <p>○生ごみは水分をよく切って出してください。</p> <p>○せん定木くずなどは、5cm幅に切り、束ねて少量（2~3袋）ずつ出してください。（1本の大きさ5cm以下のもの）</p> <p>〔大量のせん定木くずは、単発差しクリーンセンターに搬入搬出してください。〕</p> <p>○食用油缶は紙にぬらせるが图形化してください。</p>
毎月 第1・3・5・6 水曜日	燃え る ガラス 類の 日		<p>○灰皿、飛び散らないように水を合ませて袋に入れてください。</p> <p>〔本規約でのごみの規則は、原則禁止されています。〕</p> <p>○くすり瓶などはふたをはずして出してください。</p> <p>○家の余薬等を業者を行った場合は、業者に処分させてください。</p>
毎月 第2・第4 水曜日	白色トレイのみ		<p>○黒い袋・紙袋では出せません。</p> <p>○中味が見える容器または半透明の袋に入れ、袋の口は、かたくしばってください。</p> <p>○食器などの容器類は、きれいに水洗いをして出してください。</p> <p>〔首領回収ステーションとまちがわないうちにしてください。〕</p> <p>○着色トレイは、スーパーなどの店舗回収をご利用ください。</p>

可燃ごみは祝日も収集します。

*その他のごみは祝日収集はありません

年末・年始の可燃ごみ収集日程

12月28日(金)は、火・金曜日の収集地区
12月31日(月)は、月・木曜日の収集地区
1月1日(火)から1月3日(木)までは収集業務を休みます。

得選 月・水曜日	南相馬町・猪名川町・東相馬町・瑞穂町・日の出町・月見町(月見宿宮を除く)・南木町・守町・南金町・粟原1丁目・飯塚1丁目・成木・石畠・赤1丁目・赤2丁目・妙砂・浜角・寺道1丁目。
得選 火・木曜日	大正町・南大正町・鶴田町・南鶴田町・つくも町・油ヶ原町・明神町・南明神町・柴町・月見宿宮・新町・猪名川町・守町・寺道2丁目・曾田・掛橋1丁目・掛橋2丁目・森町・和取町・太立町・西浜、

資源回収ステーション	貴 属 類	年12回	毎月1回 ※回収日は、毎月最終月曜日 ※回収料金は、回収料金	缶・金属類 ガラスビン類 紙・布類 ペットボトル ビデオテープ カセットテープ その他の		ごみ箱は、使い切って袋外などで穴を開けて出してください。 ゴミ袋は、長時間として出してください。 ※ビンは、キップや管に巻いてアルミシールを取り紙類(無色・銀色・透明)その他に分けください。 ※陶器類は、ぜったいに砸さないでください。 ※新聞紙は、本、雑誌、ダンボールは、それぞれにまとめてひともと十文字にしばってください。 ペットボトル(△の印があるもの)は、キップを廻し袋(オモイ)してください。(つぶすことはありません)(キップは弓場ごみで、ガラスを巻いてエコチャージ用袋にもご協力ください) ※糊パックは、糊が干してあるので乾燥してください。 ※糊類は、透明又は半透明の袋に入れてください。 ※わめたんの入った、手錠、カーテー類は網袋ごみで。 (△印)ビン、カンは音がきるまで、袋内には出さないでください。 紙類は持ち歩いや散らかの原因になりますので、紙化してください。
				乾電池 蛍光管類 温度計類		電池類はわざわざいように粗力バーを付けて出してください。 乾電池は、廃品店等から取ってもらおうか出されるときは透明なビニール袋に入れてください。又、充電式ニカド電池は廃電池に返却してください。
有害ごみ	大型ごみ	年6回	毎月1回 ※回収日は、毎月1回に回収して下さい。	家具類 家電品 工具類		△ 台形がおもむね50cm以上のもの。 △ カーテンは十分にしばって出してください。(少額のカーテンは燃えるごみへ) △ 使い終ったものは、1m前に切って出してください。 △ スチール等の石油は抜いて出してください。 △ ごみで構み込める大きさ、重さにしてください。 △ 重量を含むもので50cm四方以上は資源回収品(金属類)として出してください。 △ 電線カーペット、電気毛布は、他のカーペット、毛布、布団と別ににして出してください。
				その他		△ 電線カーペット、電気毛布は、他のカーペット、毛布、布団と別ににして出してください。

町では収集しません	家電ラジコン等 家庭用自転車等 車の廃油等	家庭用自転車等 家庭用自転車等 車の廃油等
事業ごみ	商店、飲食店、理美容院、事務所、病院、工場等事業活動に伴って生じるごみ	商店、飲食店、理美容院、事務所、病院、工場等事業活動に伴って生じるごみ
一時多量ごみ	引越、庭木の剪定、ブロック、土砂、入替時の廃物	引越、庭木の剪定、ブロック、土砂、入替時の廃物
その他	         	         

資源物回収日(□は、原則的な収集日を変更した日)												収集地区			大型ごみ					
												(どの地区に廃棄するか近隣の方に問い合わせ下さい)								
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	原則的な収集日	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目		
3	1	5	3	7	4	2	6	4	8	5	5	毎月第1火曜日	寺泊 1, 2丁目 ・堀川、東1, 2丁目	4	5	8	10	12	2	
10	8	12	10	14	11	9	13	11	15	12	12	毎月第2火曜日	三浦 1, 2, 3丁目 東1丁目の3, 7, B番付近	27	22	24	26	28	22	
17	15	19	17	21	18	16	20	18	22	19	19	毎月第3火曜日	猿島 1, 2丁目・幸町	4	5	8	10	12	2	
24	22	26	24	28	25	23	27	25	29	26	26	毎月第4火曜日	西浜・大立町	13	8	10	12	14	8	
4	2	6	4	1	5	3	7	5	9	6	6	毎月第1水曜日	国信 1, 2丁目・砂走・曾田	4	5	8	10	12	2	
11	9	13	11	8	12	10	14	12	16	13	13	毎月第2水曜日	中店・上市・市頭・石原果業	20	15	17	19	21	15	
18	16	20	18	15	19	17	21	19	23	20	18	毎月第3水曜日	新町・箱荷町	4	6	8	10	12	2	
25	23	27	25	22	26	24	28	26	30	27	27	毎月第4水曜日	成本・石原・歐1丁目(山駅)	6	1	3	5	7	1	
5	10	7	5	2	6	4	1	6	10	7	7	毎月第1木曜日	浜角・朝霧園地・明飛川村付近	5	7	9	11	13	3	
12	17	14	12	9	13	11	8	13	17	14	14	毎月第2木曜日	豊町・つちく南北つくち町・明神町・麻明神町	18	20	21	16	18	15	
19	24	21	19	16	20	18	15	20	24	21	21	毎月第3木曜日	福川町・大正町・昭和町	5	7	9	11	13	1	
26	31	28	26	23	27	25	22	27	31	28	28	毎月第4木曜日	南振川町・榮町・南大正町	1	5	7	2	4	1	
6	7	1	6	3	7	5	2	7	4	1	1	毎月第1金曜日	堺町・南昭和町	5	7	9	11	1	3	
13	11	8	13	10	14	12	9	14	11	8	8	毎月第2金曜日	昭和町・中町・日の出町・歐1, 2丁目	25	27	28	30	25	22	
20	18	15	20	17	21	19	16	21	18	15	15	毎月第3金曜日	南幸町・月見町	5	7	9	11	1	3	
27	25	22	27	24	28	26	30	28	25	22	22	毎月第4金曜日	東堀和町・南本町	11	13	14	9	11	8	

※ ご注意ください。5月・11月・1月・3月は原則的な収集日を変更している地区があります。

裏面もご覧ください

転入などで、新しく瀬田町に住むことになった方は、ごみステーションの位置や規則での決まりなどとの情報を近所の方に問い合わせてください。

テレビは、おもにハムの「アマチュア」（アマ）として、ステーション王の「曲手すり」不法操作にせつります。専門の操作方法を学ぶには勉強してください。

■この分野50音表

■家電4品目及びパソコンの処分方法について

家電4品目等について	
処分方法	<p>販売店に引取りを依頼する</p> <p>○ 処分する家電品を過去に購入した店 ○ 同種の製品を買い換える店 ○ 鹿野町内の家電販売店</p> <p>⇒ 販売店に「リサイクル料金」及び「収集運搬料金」(店により異なる)を支払ってください。</p> <p>鹿野町内の許可業者に戸別に引取りを依頼する</p> <p>鹿野郵便局又は飛野西郵便局で「リサイクル料金」(製造メーカー名を必ず告げる)を支払い、シールを受け取る。</p> <p>⇒ 鹿野町内許可業者 有限会社 クリーンパートナー 854-5189 有限会社 寺座築 855-2022 有限会社 ファミリー商事 854-3289 有限会社 鳴松業 820-5125 丸一商会 854-8429</p> <p>電話番号 風鶴コールレーション 854-4580 株式会社 アクアシステム 855-0010</p> <p>事前に戸別収集の日時を許可業者と相談し、予約日に1階の玄関で依頼者立会のもと、収集運搬料金(2,500円)を支払い、処分料金とリサイクルシールを渡す。</p>
指定引取場所に直接搬入する	<p>事前に郵便局で該当メーカーのリサイクル料金を支払い、シールと一緒に次のいずれかの引取場所に搬入して下さい。この場合、運搬料金は不要です。</p> <p>岡山県荷物運送公社社広島支管支店 (広島市中区光南六丁目1番15号 TEL243-8111) 西濃運輸株式会社広島支店 (広島市中区光南六丁目2番15号 TEL545-9071)</p> <p>受付時間はいずれも月曜日～土曜日 9:00～12:00 13:00～17:00 (日曜日、祝日、盆、年末年始を除く)</p>

リサイクル料金表	
家電品名	料 金
エアコン	2,100円
テレビ	2,835円
冷蔵庫・冷凍庫	4,830円
洗濯機・衣類乾燥機	2,520円

振込手数料
 (窓口での払込 120円箇)
 (ATMでの払込 80円箇)

ほとんどの製造メーカーが上記の金額となっていますが、一部リサイクル料金が異なることがあるので、必ず事前にメーカー名を確認してください。



平成24年度
ごみと資源の出し方

(平成24年4月~平成25年3月)

□収集日の朝8時までに
出してください。
□祝日もごみ収集を行います。
(年末年始を除く)

ごみ袋は裏面でごみの上、記入してください。

区分 収集曜日

もやせごみ	毎週 曜日
	○ ○

生ごみ
プラスチック
ビニール製品
革製品
木製品 など



粗大ごみ	毎月 (もぐる粗大) 第 曜日
	○ ○

じゅうたん
ふすま、障子
ふとん
毛布 など



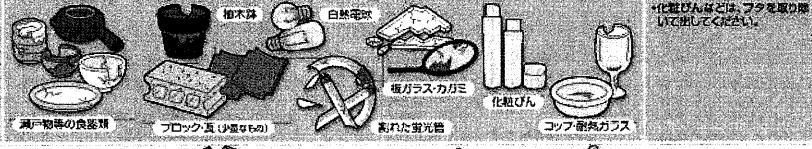
有害ごみ	毎月 第3 曜日
	○ ○

乾電池
蛍光管
体温計 など



埋立ごみ	毎月 第2 曜日
	○ ○

漁戸物の食器類
泡木鉢
瓦フロック(少額)
ガラス類
化粧品 など



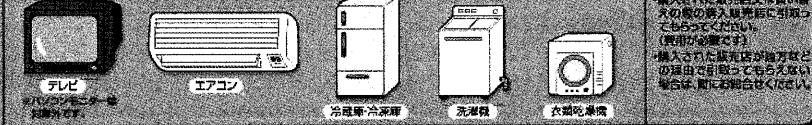
資源ごみ	毎月2回程度
	※下記の資源回収日、ご årください。

缶類、びん類
紙類、牛乳パック
ダンボール、衣類
飲料用ペットボトル
白色トレイ



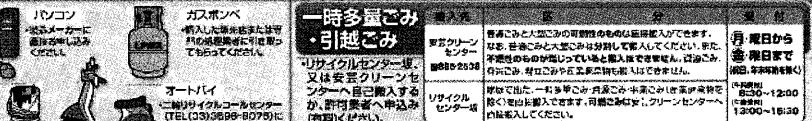
特定家電	テレビ エアコン 冷蔵庫、冷凍庫 洗濯機 衣類乾燥機
	○ ○

テレビ
エアコン
冷蔵庫、冷凍庫
洗濯機
衣類乾燥機



田舎で 収集しない ごみ	書類 消火器 バッテリー タイヤ 資源扱いの包装 残体 などで生じた不要物
	○ ○

書類
消火器
バッテリー
タイヤ
資源扱いの包装 残体
などで生じた不要物



・購入された販売店又は買取業者の取扱い場所に依頼してもらってきてください。
(費用が発生します)
・購入された販売店が地元などの理由で取扱ってもらえない場合は、町にお問い合わせください。

ごみの種類によって収入先が異なりますので、事前にお問合せください。

地 区	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
北新地：坂東一丁目 坂東二丁目(1~19番)	3日※ 17日※	8日※ 22日※	5日※ 19日※	3日※ 24日火	7日※ 21日火	4日※ 25日火	10日※ 23日火	6日※ 20日火	4日※ 18日火	8日※ 22日火	5日※ 19日火	5日※ 19日火
坂東二丁目(20~28番)：坂東三丁目 坂東四丁目：坂西一丁目(23~24番) 坂西二丁目(1~2, 6~22番) 坂西三丁目：坂西四丁目	13日※ 27日※	18日※ 29日※	1日※ 15日※ 27日※	13日※ 24日※	10日※ 28日※	14日※ 28日※	12日※ 26日※	9日※ 30日※	9日※ 30日※	14日※ 28日※	18日※ 1日※	18日※ 15日※
平成ヶ浜一丁目 / 平成ヶ浜二丁目 坂西一丁目(1~22, 25~30番) 坂西二丁目(3~5番) 横浜東	6日※ 20日※	11日※ 25日※	8日※ 22日※	6日※ 20日※	3日※ 17日※	7日※ 21日※	5日※ 19日※	2日※ 16日※	7日※ 21日※	11日※ 21日※	8日※ 25日※	8日※ 22日※
平成ヶ浜三丁目 / 平成ヶ浜四丁目 平成ヶ浜五丁目 横浜中央 / 横浜西 / 鶴尾	4日※ 18日※	2日※ 16日※	6日※ 20日※	4日※ 18日※	1日※ 15日※	5日※ 19日※	3日※ 17日※	7日※ 21日※	5日※ 19日※	10日※ 24日※	6日※ 20日※	6日※ 28日※
植田 磯石 水尻 小屋浦一丁目 小屋浦四丁目	10日※ 24日※	15日※ 29日※	12日※ 26日※	10日※ 31日※	14日※ 28日※	11日※ 30日※	13日※ 30日※	13日※ 27日※	11日※ 27日※	16日※ 29日※	13日※ 26日※	12日※ 26日※
小屋浦二丁目 小屋浦三丁目	11日※ 26日※	9日※ 23日※	13日※ 27日※	11日※ 26日※	8日※ 22日※	12日※ 26日※	11日※ 24日※	14日※ 28日※	12日※ 26日※	9日※ 23日※	14日※ 27日※	13日※ 27日※

新生活ステーションは利用者で管理してください。
毎年年始のごみ収集については、広報さが12月号に掲載します。

お問い合わせ ☎ 820-1506 リサイクルセンター ☎ 885-3030

ごみの収集曜日

下記の曜日が祝日に当たる場合も収集します。(年末年始を除く)

地区	もやせるごみ	粗大ごみ		有害ごみ	埋立ごみ
坂	毎週 月・木 曜日	もえる粗大 第1	もえない粗大 第3	水 曜日	第3 金 曜日
					第2 金 曜日
横浜	毎週 火・金 曜日	もえる粗大 第2	もえない粗大 第4	水 曜日	第3 木 曜日
					第2 木 曜日
小屋浦	毎週 火・金 曜日	もえる粗大 第4	もえない粗大 第2	木 曜日	第3 月 曜日
					第2 月 曜日

*お住まいの地区的曜日を表面の○の中に、数字を粗大ごみ□の中に記入してください。

家庭類について

★タンス・食器棚・テーブルなど

- ・金属やガラスなどが取り外せない場合 「もえない粗大ごみ」
- ・取り外した取っ手やちょうつがいなどの金属 「もえない粗大ごみ」
- ・取り外した鏡や窓などのガラス 「埋立ごみ」
- ・取り外した後の本体(木片) 「もえる粗大ごみ」

★ソファ・応接セット・マットレスなど

- ・内部にスプリングやワイヤーなどの金属部品が入っているもの 「もえない粗大ごみ」
- ・金属部品が入っていないもの 「もえる粗大ごみ」

資源の正しい出し方

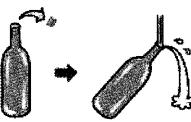
缶

- ①洗う
- ②アルミ、スチールに分ける
- ※スプレー缶、油缶などは使い切る
- ※スプレー缶のフタは取る
(必ず底を切って注意して穴を開けて出してください)



びん

- ①フタをとる
- ②洗う
- ※白・茶・緑・その他のびんに分ける
- ※化粧びん、ガラスコップは埋立ごみに出す



紙

- 新聞紙(折込広告含む)と、その他の紙(雑誌、包装紙、菓子箱、厚紙、紙袋など)に分け、ひもで縛る



牛乳パック

- ①洗う
- ②切り開いて、ひもで縛る



タンポール

- たたんで、ひもで縛る



衣類

- 透明又は半透明な袋に入れる
- ※毛糸、革製品、ビニール製品はもやせるごみに出す



飲料用ペットボトル

- ①フタをとる
- ②洗う



白色トレイ

- よく洗って乾燥させる
- ・表裏とも白一色のもの
- ・カップめんの容器は回収できません
- ※色つきのものは販売元の回収にご協力ください



不法投棄は犯罪です

不法投棄は景観を損ねるだけでなく、廃棄物から出る有害物質によって土壤や水質・大気を汚染することがあります。私たちの生活環境を守るために、不法投棄を防止しましょう。

廃棄物の不法投棄の罰則は

5年以下の懲役、もしくは
1,000万円以下の罰金
または

これらの併科となっています。(廃棄物処理法)

マナーを守って、ごみの分別収集にご協力を願いします!!

